

一般社団法人日本生理人類学会 代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本生理人類学会（以下「本会」という。）の定款第5条3項に定める代議員選挙について定める。

(定数)

第2条 代議員の定数は正会員6人に1人とし、端数は四捨五入とする。

(当選者数)

第3条 代議員選挙における当選者数は、選挙前に予め選挙管理委員会が定め、公示する。

(選挙権と被選挙権)

第4条 この選挙の選挙権、被選挙権は正会員が有する。

2 この場合の正会員とは、代議員選挙開示の前日までに入会手続きを完了した者とする。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行う。

2 選挙管理委員会については、別に定める。

(選挙期日)

第6条 選挙期日は、選挙管理委員会で決定し、学会ウェブサイトその他の方法で告示しなければならない。

(会費未納の場合の取り扱い)

第7条 改選年度の前年度および前々年度の2年間の会費を未納の正会員については、選挙権および被選挙権を失う。

(投票)

第8条 代議員選挙は郵送またはウェブシステム（オンライン投票システム）により実施する。

2 選挙権者は、第2条で定めた代議員定数の1/5以内の候補者を選び、投票締切日まで

に第8条第1項で示された方式に従って投票を行う。

3 選挙は、無記名投票により行う。

(同数の場合の取り扱い)

第9条 投票の結果が同票の場合、会員歴の長い候補者から順番に当選者とし、会員歴も同じ場合は、年齢の高い候補者から順番に当選者とする。

(公示の方法)

第10条 代議員選挙における当選者数の公示は、代議員選挙の際に文書で行う。代議員選挙の当選者の公示は、学会ウェブサイトその他の方法で行なう。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人日本生理人類学会設立の日から施行する。

2022年8月18日 第8条、第10条 改正